年　　月　　日

**○○会社　従業員のみなさまへ**

## **育児休業が取得できます！**

**育児休業は性別を問わず取得できます。**

「子が１歳に達するまでの間（子が１歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が最長２歳に達するまで）、育児休業をすることができると定められています。（育児・介護休業法）

　**「一定の場合」**とは…「保育所等への入所を希望し、申込をしたが入所できない場合」、「配偶者が養育する予定だったが、病気等により子を養育することができなくなった場合」を指します。

* 要件を満たした従業員が申し出た場合、会社は拒否しません。
* 申し出は、休みたい日の1か月前までに、必要事項を書いた書面などを提出してください。

（手続き方法などは下記担当部署までお問い合わせください。）

会社の制度の内容、支援制度や各種制度の必要な手続きなどについて、不明な点はお気軽に下記担当部署、上司にお尋ねください。

**（参考情報）**

**育児休業の他にも育児・介護休業法に定められた両立支援制度があります**。

・育児時間　　　　　　　・育児短時間勤務制度　　　・所定外労働の制限

・時間外労働の制限　　　・深夜業の制限　　　　　　・子の看護休暇制度

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**※詳しくは下記担当部署までお問い合わせください。**

**（担当部署）**

○○部▲▲課

担当：○○、△△

TEL：○○○○－○○―○○○○（内線　○○○○）

E-mail:○○○○＠○○.○